

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

訓子府町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道常呂郡訓子府町

3 地域再生計画の区域

北海道常呂郡訓子府町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、1960年（昭和35年）の10,903人をピークに減少し、2020年（令和2年）の国勢調査では、4,677人にまで減少している。なお、住民基本台帳によると2020年（令和2年）には4,809人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年（令和22年）の総人口は3,127人になり、2060年（令和42年）には、1,865人となる見込みである。

年齢3区分別の人口動態については、年少人口（0～14歳以下）は1950年（昭和25年）の4,576人をピークに減少し、2020年（令和2年）には538人となる一方、高齢者人口（65歳以上）は2020年（令和2年）に1,866人となり、高齢者人口比率は、2015年（平成27年）現在の35.9%から、2020年（令和2年）には38.8%に上昇している。また、生産年齢人口（15～64歳）も1960年（昭和35年）の6,129人をピークに減少傾向にあり、2020年（令和2年）には2,405人となっている。

自然動態をみると、1990年（平成2年）まで出生数が死亡者数を上回り、2000年（平成12年）以降は逆転し、自然減の状態となる。2020年（令和2年）は、出生数が26人となっている。その一方で、死亡者数は平成30年（2018年）からの3年間平均71人となっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は2020年（令和2年）には▲51人となっている。また、合計特殊出生率は、2020年（令和2年）現在1.59で、国、北海道の平均を上回っているが、2020年（令和2年）の出生数は、26人となっている。

社会動態については、1960年以降、特に若年者の進学・就職時の札幌市や東京圏への転出が増加傾向にあり、社会減が続き、2020年（令和2年）には転出者157人が転入者129人を上回り、28人の社会減であった。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、産業の担い手、労働力不足や学校の統廃合に伴う地域産業の衰退や雇用の場の減少、教育環境の変化など様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応し、自然減の緩和と社会増につなげるため、次の事項を基本目標に掲げ、「将来にわたり魅力的で持続可能なまち」の実現をめざす。

- ・基本目標1 力強い産業としごとを創る
- ・基本目標2 安心して子どもを産み、育てることができる環境を創る
- ・基本目標3 健康で安心して住み続けることができる環境と人のながれを創る

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	農業生産額	137億円	140億円	基本目標1
	農家戸数	275戸	256戸	
	起業・創業件数	3件	6件 (3年累計)	
イ	期間合計特殊出生率	1.59	1.82	基本目標2
ウ	人口の社会減の抑制	28人	20人	基本目標3
	健康寿命(平均寿命)	男性83年 (84年) 女性86年 (89年)	男性84歳 女性89歳	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

訓子府町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 力強い産業としごとを創る事業

イ 安心して子どもを産み、育てることができる環境を創る事業

ウ 健康で安心して住み続けることができる環境と人のながれを創る事業

② 事業の内容

ア 力強い産業としごとを創る事業

○本町の基幹産業である農業は優れた営農技術と長年にわたる生産基盤整備により、群を抜いた生産額を有しており、今後も振興施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、将来にわたって持続的で多様な農業生産及び魅力ある農村環境の確立をめざすための施策を推進する。

○商工業の健全な発展と経営基盤の強化に向け、中小企業・小規模企業振興条例に基づく中小企業・小規模企業振興基本計画や経営発達支援計画による振興施策を推進する。また、地域経済の活性化にとって必要不可欠な起業・創業を促進するための振興施策を推進する。

○労働力の確保と雇用の促進、すべての就業者が健康で快適に働くことができる労働環境づくりを進める。

【具体的な事業】

- ・持続可能な農業づくりと雇用の維持・拡大
- ・商工業の発展・促進
- ・起業、創業と雇用の創出
- ・地域企業との連携強化 等

イ 安心して子どもを産み、育てることができる環境を創る事業

○子どもを産み育てる希望の実現を支援するため、結婚、妊娠から産前産後をはじめ、子育てをする家庭を包括的・継続的に支援する環境整備を推進する。

○子どもが健やかに成長することができるよう、家庭、地域住民、学校、行政が連携し、地域ぐるみでの子育て支援体制を推進する。

【具体的な事業】

- ・妊娠、出産期からの切れ目ない支援の充実
- ・子育て世帯の経済的な負担の軽減
- ・教育、保育環境の充実
- ・男女の出会いの場と機会の確保 等

ウ 健康で安心して住み続けることができる環境とひとのながれを創る事業

○ さまざまな媒体を通じて情報発信を行い、移住・定住を促進する。

○ 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の新たな視点である、関係人口の創出・拡大に向けて、U I J ターン新規就業支援事業、地域おこし協力隊の配置、また、ふるさと納税やイベントなどを活用した取り組みを推進する。

○ 町民誰もが住み続けたいと思えるまちづくりのため、地域において健康で安心・安全に生活を送ることができる環境の整備を推進する。

【具体的な事業】

- ・移住・定住に向けた環境整備
- ・関係人口の創出・拡大
- ・高齢者及び障がいのある人の生活環境の充実
- ・誰もが健康で安心・安全な暮らしの実現 等

※ なお、詳細は第2期訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

750,000千円（2022年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度9月頃に産官学金労言士をもとに経済団体等の代表が委員となっている訓子府町まち・ひと・しごと創生有識者会議による効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針の決定を行う。検証後速やかに訓子府町ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）：【B0908】

① 事業内容

本町内の雇用創出を図るため、5-2②アに対し地方創生応援税制に係る寄付を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附領収証を発行する。

② 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで